

相馬地方広域市町村圏組合の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況(普通会計決算)

区 分	歳 出 額 A	実質収支	人 件 費 B	人 件 費 率 B/A	(参考) 27年度の人件費率
	千円	千円	千円	%	%
28年度	2,050,446	141,141	1,367,088	66.7	76.6

(2) 職員給与の状況(普通会計決算)

区 分	職員数 A	給 与 費				(参考)1人当たり の給与費 B/A
		給料	職員手当	期末勤勉手当	計(B)	
	人	千円	千円	千円	千円	千円
28年度	168	603,517	172,309	237,112	1,012,938	6,029

(注)1. 職員手当には、退職手当を含んでおりません。

2. 職員数は、平成28年4月1日現在の人数です。

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(平成29年4月1日現在)

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
相馬地方広域 市町村圏組合	38.03 歳	296,849 円	368,379 円	320,377 円
福島県	42.7 歳	330,000 円	412,596 円	— 円
国	43.6 歳	330,531 円	— 円	410,719 円

(注)1. 対象職員は一般行政職と消防職のみで、看護学校教員は含まれておりません。

2. 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものです。

3. 「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(=時間外勤務手当等を除いたもの)で算出しています。

(2) 職員の初任給の状況(平成29年4月1日現在)

区 分		相馬地方広域 市町村圏組合	県
一般行政職 消 防 職	大学卒	182,400 円	189,100 円
	高校卒	149,400 円	153,900 円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況(平成29年4月1日現在)

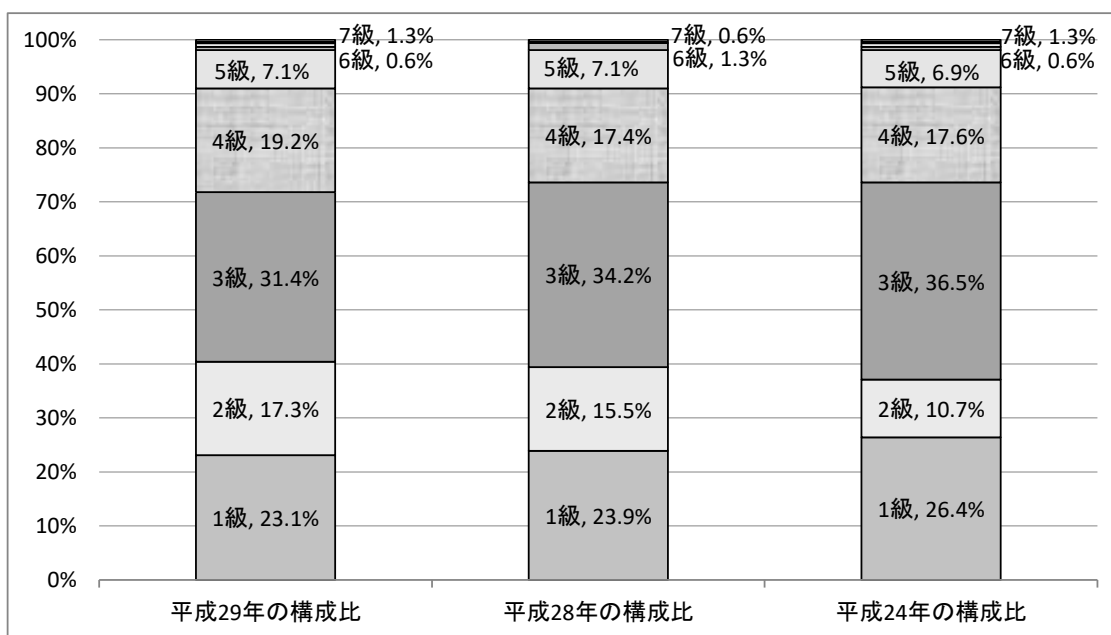
区 分	経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
大 学 卒	— 円	309,200 円	338,800 円
高 校 卒	— 円	— 円	318,600 円

3 一般行政職及び消防職の級別職員数等の状況

(1) 級別職員数等の状況(平成29年4月1日現在)

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比
1級	主事	36人	23.1%
2級	主査	27人	17.3%
3級	係長、副主任主査	49人	31.4%
4級	主幹、課長補佐、事務次長補佐、中隊長、主任主査	30人	19.2%
5級	課長、事務次長、署長、分署長、副署長	11人	7.1%
6級	消防長、事務長、消防本部次長、参事	1人	0.6%
7級	事務局長、消防長、事務長	2人	1.3%
合計		156人	100%

(注)1 相馬地方広域市町村圏組合の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。



(2) 昇給への勤務成績の反映状況

平成28年4月2日から平成29年4月1日 までにおける運用	相馬地方広域市町村圏組合		国	
	管理職員	一般職員	特定管理職員	一般職員
イ 人事評価を実施した			○	○
標準に加え、上位及び下位の区分も適用			○	○
標準に加え、上位の区分も適用				
標準に加え、下位の区分も適用				
標準の区分のみ適用				
ロ 人事評価を実施していない	○	○		

※平成28年度から人事評価制度を試行中です。

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

相馬地方広域市町村圏組合	福島県	国
1人当たり平均支給額(28年度) 1,411 千円	1人当たり平均支給額(28年度) 1,734 千円	1人当たり平均支給額(28年度) —
(28年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.55 月分 1.70 月分 (1.40月分) (0.80月分) ※括弧書きは再任用職員	(28年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.55 月分 1.70 月分 (1.40月分) (0.80月分) ※括弧書きは再任用職員	(28年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.60 月分 1.70 月分 (1.45月分) (0.80月分) ※括弧書きは再任用職員
(加算措置の状況) 職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20%	(加算措置の状況) 職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 15～25%	(加算措置の状況) 職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%

(2) 退職手当(平成29年4月1日現在)

相馬地方広域市町村圏組合			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	20.445 月分	25.55625 月分	勤続20年	20.445 月分	25.55625 月分
勤続25年	29.145 月分	34.5825 月分	勤続25年	29.145 月分	34.5825 月分
勤続35年	41.325 月分	49.59 月分	勤続35年	41.325 月分	49.59 月分
最高限度額	49.59 月分	49.59 月分	最高限度額	49.59 月分	49.59 月分
その他の加算措置 定年前早期退職特別措置(2%～20%加算)			その他の加算措置 定年前早期退職特別措置(2%～45%加算)		
(退職時特別昇給 無)					
1人あたりの平均支給額		15,625 千円			

(注)退職手当の1人当たりの平均支給額は、28年度に退職した職員に支給された平均額です。

(3) 特殊勤務手当(平成29年4月1日現在)

支給実績(平成28年度決算)	8,715 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(28年度決算)	65,037 円
職員全体に占める手当支給職員の割合(28年度)	79.76 %
手当の種類	3 種類

手当の名称	支給対象者及び対象業務	支給単位
消防職員の特殊勤務手当	消防署及び消防分署に勤務する職員のうち隔日勤務に従事する職員	月額 2,000円
	救急救命士の資格を有する職員で、高度な救急業務に従事する職員	月額 3,000円
東日本大震災に対処するための職員の特殊勤務手当	原子力災害対策特措法に基づく警戒区域内で業務に従事する職員	日額 1,000円～2,000円
看護学校教員の特殊勤務手当	看護学校に勤務する教員のうち主任教員以上の職員及び相当する経験を有する職員	月額 12,000円
	看護学校に勤務する教員のうち副主任教員及び教員の職員	月額 8,000円

(4) 時間外勤務手当

支給実績(平成28年度決算)	27,343 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(28年度決算)	182 千円
支給実績(平成27年度決算)	28,140 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(27年度決算)	185 千円

(5) その他の手当(平成29年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (28年度実績)	支給職員1人当たりの平均支給年額 (28年度実績)
扶養手当	扶養親族のある職員に支給 ・配偶者 10,000円 ・子 8,000円 ・子(配偶者なし1人目) 10,000円 ・その他 6,500円 ・その他(配偶者なし1人目) 9,000円 ・特定期間加算 5,000円	同		千円 27,447	円 256,514
住居手当	(借家) ・家賃額20,500円以下の場合 家賃月額-9,500円 ・家賃額20,500円を超える場合 (家賃月額-20,500)÷2+11,000円 ※27,000円限度	異	支払家賃9,500円以上を 対象(国は12,000円以上を 対象)	千円 7,484	円 299,340
通勤手当	(交通機関利用者) 月額が63,000円以下まで全額支給 (交通用具使用者) 2km2,200円~80km43,400円	異	交通用具使用者における距離区分、支給額ともに福島県に準拠している。	千円 18,028	円 114,102
管理職手当 (給料の特別調整額)	管理又は監督の地位にある職員の職のうち規則で指定する職にある職員に支給 (支給額) 38,000円~66,000円支給	異	職制上の段階、職務の級等に応じて支給 46,300円~139,300円	千円 10,083	円 560,167
休日給手当	祝祭日及び年末年始等の休日において、正規の勤務時間中に勤務することを命じられた職員に支給 (支給額) 勤務した全時間に対し、勤務1時間当たりの給与額の135/100の割合を乗じた額を支給	同		千円 42,298	円 445,237
夜勤手当	正規の勤務時間として深夜に勤務した職員に支給 (支給額) 勤務した全時間に対し、勤務1時間当たりの給与額の25/100の額を支給	同		千円 11,167	円 92,292
管理職員特別勤務手当	管理職員が臨時又は緊急の必要等により週休日又は休日等に一定時間以上やむを得ず勤務した場合に支給 (支給額) 4,000円~8,000円	同		千円 203	円 14,500
宿日直手当	(支給額) 宿直をした職員に対して1勤務あたり4,800円支給	異	支給額 4,200円~20,000円	千円 130	円 21,600
寒冷地手当	毎年11月から翌年3月までの各月の初日において、寒冷の地域(飯館村)に在勤する職員に対して支給	同		千円 1,312	円 87,480

5 特別職の報酬の状況(平成29年4月1日現在)

区 分	人 員	報 酬
管 理 者	1 人	なし
副 管 理 者	3 人	なし
議 長	1 人	年額 70,000円
副 議 長	1 人	年額 65,000円
議 員	10 人	年額 60,000円
監査委員(識見)	1 人	年額 120,000円
監査委員(議会選出)	1 人	年額 50,000円

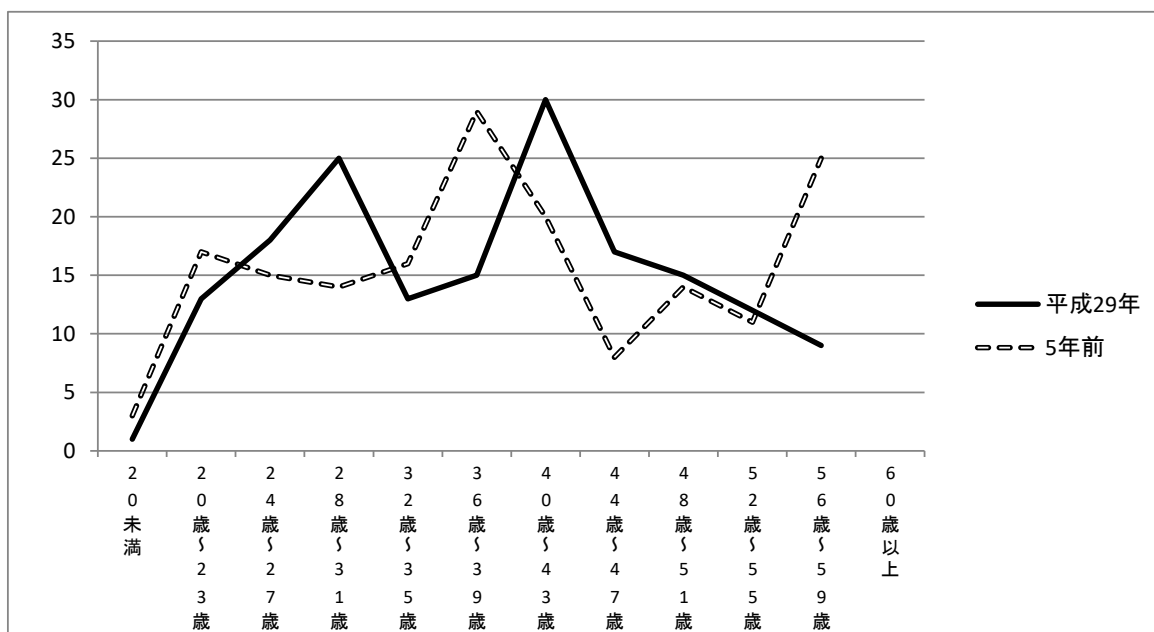
6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の推移

部 門	区 分	職員数(人)				対前年度 増減数
		平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	
一般行政部門	総 務	10	10	9	9	0
	衛 生			12	13	1
特別行政部門	教 育	12	12			0
	消 防	149	145	147	146	△ 1
合 計		171	167	168	168	0

※平成27年分より看護学校の部門が教育から衛生に変更されています。

(2) 年齢別職員構成の状況(平成29年4月1日現在)



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	1	13	18	25	13	15	30	17	15	12	9	0	168

7. 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 職員の勤務時間の状況（平成29年4月1日現在）

区 分	1週間の勤務時間	開始時間	終了時間	休憩時間
毎日勤務者	38時間45分	8時30分	17時15分	12時00分～13時00分
隔日勤務者 (消防職員)	38時間45分	8時30分	翌日の 8時30分	1当務24時間のうち15時間30分を勤務時間とし、残り8時間30分を休憩時間としている。(仮眠時間6時間を含む)

(2) 職員の年次有給休暇、病気休暇及び特別休暇等の状況（平成28年）

区 分	種 類	内 容
年次有給休暇		1暦年 20 日
	※ 平成28年職員1人当たりの平均取得日数	9 日
病気休暇	職員が負傷又は疾病のための休暇	成人病及び精神科疾患の場合 180 日
		その他の負傷疾患 90 日
療養休暇	結核性疾患により長期の療養を要する場合の休暇	2 年
特別休暇	選挙権の行使、結婚、出産等規則で定める休暇	休暇毎に定められた日数
介護休暇	配偶者等家族の介護のための休暇(無給)	6 月
育児休業	子の養育を目的としたもの(無給)	子が3歳に達するまでの期間

8. 職員の分限及び懲戒の状況

(1) 分限処分の状況（平成28年度）

(単位:人)

区 分	降 任	免 職	休 職	降 給	合 計
勤務成績がよくない場合	0	0	0	0	0
心身の故障の場合	0	0	2	0	2
職務に必要な適格性を欠く場合	0	0	0	0	0
職制、定数の改廃、予算の減少により廃職、過員を生じた場合	0	0	0	0	0
刑事事件に関し起訴された場合	0	0	0	0	0
条例に定める事由による場合	0	0	0	0	0
合 計	0	0	2	0	2

(2) 懲戒処分の状況（平成28年度）

(単位:人)

区 分	戒 告	減 給	停 職	免 職	合 計
法令に違反した場合	1	0	0	0	1
職務上の義務に違反し又は職務を怠った場合	0	0	0	0	0
全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合	0	0	0	0	0
合 計	1	0	0	0	1

9. 職員のサービスの状況

職員のサービスについては、地方公務員法第30条に根本基準が定められているほか、次のような職務上の義務や制限が課せられています。

- ・法令等及び上司の職務上の命令に従う義務
- ・信用失墜行為の禁止
- ・秘密を守る義務
- ・職務に専念する義務
- ・政治的行為の制限
- ・争議行為等の禁止
- ・営利企業等の従事制限

10. 職員の研修の状況

①一般研修

区 分	受講者数
・ふくしま自治研修センター	22 人

②その他

区 分	受講者数
・メンタルヘルス研修	全職員

③専門研修(看護専門学校教員)

区 分	受講者数
・各種学会	8 人
・看護教員養成講習会	2 人

④専門研修(消防職員)

区 分	受講者数
・消防大学校	1 人
・福島県消防学校	20 人
・救急救命士養成研修(東京研修所)	2 人
・安全運転技術研修	1 人

11. 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 健康管理の実施状況(平成28年度)

項 目	対 象 者	受診者数
生活習慣病予防検診	日帰り人間ドック受診者以外の職員	71 人
日帰り人間ドック*	生活習慣病予防検診受診者以外の職員	92 人
婦人科検診(子宮がん検診)	女性職員	9 人
B型肝炎予防接種	消防職員	8 人

* 日帰り人間ドックについては、地方公務員法第42条の規定に基づき、福利厚生事業として、本組合の助成金により職員共助会が実施しています。

(2) 福島県人事委員会の報告事項(平成28年度)

区 分	件 数
勤務条件に関する措置の要求	0 件
不利益処分に関する審査請求	0 件
人事行政相談	0 件

12. 職員の退職管理の状況

職務の公平な執行を確保し、住民の信頼を損ねる恐れがないよう、営利企業等に再就職した元職員に対し、現場職員への働きかけを禁止するなど、適正な退職管理に取り組んでいます。